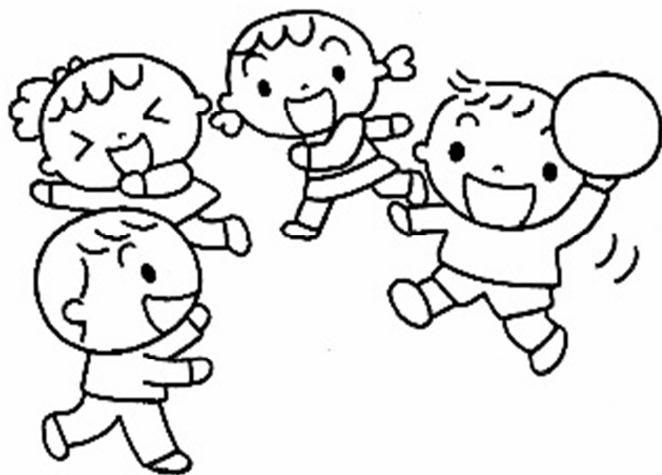


令和9年度用 岸和田市 (令和8年9月1日発行)
保育所・保育園・認定こども園・小規模保育事業所

入所案内



子育て施設課
ホームページ



みんなでこそだて 電子版

- ・病児保育
- ・一時預かり事業
- ・その他預かり事業
- など



こども家庭応援部 子育て施設課 保育・幼稚園担当（市役所新館 地下1階）

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 TEL (072) 423-9483 (直通)

FAX (072) 423-0089

ホームページ <http://www.city.kishiwada.lg.jp/soshiki/35/>

★申込書・必要書類は子育て施設課・各保育施設・各市民センター・山滝支所にて配布します。

申込書以外の必要書類につきましては子育て施設課ホームページより印刷が可能です。

令和9年度4月1日入所の1次選考の締め切りは令和8年10月30日(金) 17時30分です

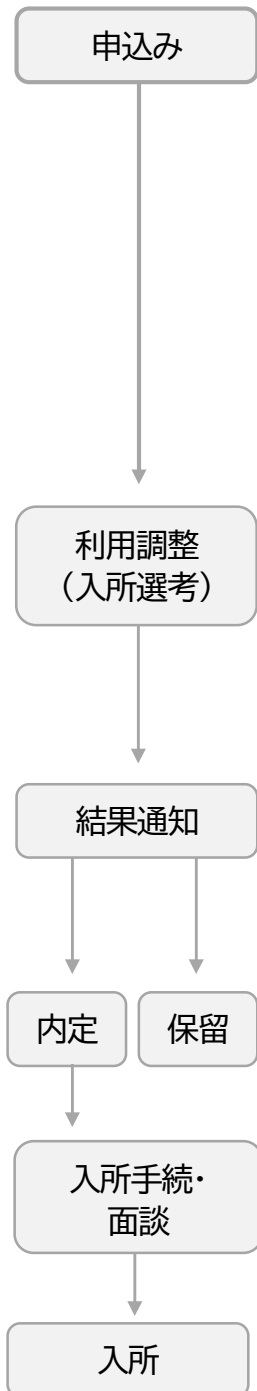
もくじ

保育施設申込みについて（受付期間・必要書類等・申込みに関する注意事項）	P1-4
保育施設入所について（保育時間・保育料等・利用に関する注意事項）…	P5-8
認可保育施設一覧…	P9-10
利用調整点数表…	P11-12
支援が必要な児童等の入所について…	P13
施設等給付のご案内…	P14
市立幼稚園および保育所の再編について…	P15-16
令和9年度年齢早見表・保育コンシェルジュ相談窓口のご案内…	裏表紙

※入所案内に記載の内容は、予告なく変更される場合があります。

施設利用手続きの流れについて

子育て施設課での受付は2号認定・3号認定（保育）に限ります。1号認定（教育）での申込みについては、直接、各認定こども園へお問い合わせください。



希望する入所日の締切日までに岸和田市役所子育て施設課へ『施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書兼 保育施設利用申込書（兼保育台帳）』を提出します。

受付場所は子育て施設課に限ります。各保育施設・各市民センター・山滝支所では受付できません。

※申込みを取り下げない限り、原則として年度内は申請日以降、毎回の入所選考の対象となります。

入所が保留となった場合、申込書を再度ご提出いただく必要はありません。次年度の4月以降の申込みは別途必要です。年度内に申込みを行っている場合も、新年度の申込書をご提出ください。

提出された『保育を必要とする理由』の要件の根拠書類等を、利用調整点数表に当てはめて利用調整（入所選考）を行います。詳細については、P11、P12 をご参照ください。

※申請受付順や抽選ではありません。

※申込内容に変更がある場合は、すみやかに子育て施設課までご連絡ならびに必要書類をご提出ください。

●4月1日入所の場合●

P2『令和9年4月1日入所について』をご確認ください。

●年度途中入所の場合●

内定した場合…入所月前月の20日ごろに申請書にご記載の電話番号にご連絡します。（日付は前後する可能性があります）

保留になった場合…入所希望の初回月のみ『保留通知書』を送付いたします。※個人情報保護のため、選考の結果についての電話でのお問い合わせには一切お答えできません。

内定した保育施設で、入所前に面談を受けてください。

面談の日程や必要なものは内定した保育施設に直接ご確認ください。

入所日は毎月1日です。

●他市町村の保育施設を希望する場合

岸和田市で受付を行います。

希望先の市町村と岸和田市の両市町村の締切日に間に合うよう申込みが必要です。詳しくは子育て施設課へお問い合わせください。

保育施設や、保育を必要とする理由についてのご説明は、岸和田市ホームページに掲載しています。

保育施設について



保育を必要とする理由について



令和9年4月1日入所について

窓口の混雑を避けるため、令和9年4月1日入所の保育施設利用申込みはグループごとに受付を行います。
日程・グループ分けの詳細につきましては利用申込書に別紙を入れておりますのでご確認ください。
※年度途中の申込は、随時受付しています。

受付

受付場所 子育て施設課 ※各保育施設・各市民センター・山滝支所では受付できません。

●1次選考申込受付期間 受付期間が短くなりましたのでご注意ください

令和8年9月1日(火) 9時00分 ~ 令和8年10月30日(金) 17時30分

※休日受付日以外の土・日・祝日ならびに夜間受付日以外の夜間は受付を行っておりません。

休日受付、夜間受付日は以下の通りです。

休日：令和8年10月18日(日)：9時00分～17時00分

夜間：令和8年10月19日(月)、20日(火)：17時30分～19時00分

※発達支援のための保育を希望される場合の申込締切日は令和8年10月23日(金)です。

●2次選考申込受付期間

令和8年11月2日(月) 9時00分 ~ 令和9年2月1日(月) 17時30分

※土・日・祝日は受付を行っておりません。

グループ分けはございません。ご都合の良い日にお越しください。

結果連絡

●1次選考結果連絡…選考の結果にかかわらず、2次選考の締切日までに郵送にて通知します。

●2次選考結果連絡…選考の結果にかかわらず、3月上旬までに郵送にて通知します。

欠員・辞退が出た場合には、2次選考で保留になった子どもを対象に、3次選考を行います。

3次選考の結果については、内定した方にのみ、随時電話連絡にて通知します。

※個人情報保護のため、選考の結果についての電話でのお問い合わせには一切お答えできません。

保育施設（教育認定枠を除く）と公立幼稚園の申込みは併願できます。

保育施設と幼稚園の両方で内定が出た場合は、どちらに入園するか保護者に決めていただきます。

保育施設に加え、公立幼稚園への入園を考えている場合は、それぞれの期間内の申込みを忘れずに
行ってください。 ☎ お問い合わせ先：各公立幼稚園 または 教育総務課（423-9607）

令和9年度途中入所について

●入所日…毎月1日

●締切日…入所を希望する月の前月10日（10日が土・日・祝日の場合は前開庁日）

各月の締切日の詳細につきましては子育て施設課窓口・岸和田市役所ホームページにてお知らせいたします。

☆締切日の17時30分を過ぎると、一切の申込受付・希望変更を含めた内容変更ができません。

☆希望施設の変更は電子申請もしくは来庁にて、締切日の17時30分まで受け付けます。

☆締切日時点で必要書類が揃っていない場合は受理できません。

☆各入所日の受入枠情報は、入所申込締切日の前開庁日までに
ホームページで公開します。

締切日一覧



受入枠



保育施設利用申込みの必要書類について

※提出書類はすべて黒色ボールペンでご記入ください。（消すことができるペンは不可）

※申込みをする子どもに疾病がある場合・発達に支援が必要な場合は、別途必要書類のご提出をお願いすることがあります。詳しくはP13をご確認ください。

（1）全ての方が必要な書類

	書類名	備考
1	① 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書 兼 保育施設利用申込書	A3両面印刷の用紙です。
2	② 希望保育施設届出書	A4片面印刷の用紙です。
3	保育を必要とする事由の証明書（各保護者分） ③ 就労証明書 ④ 要件証明書	下記★を参照。

1 …申込みをする子ども1人につき1部必要です。

また、申込書にはマイナンバーの記入が必要です。

2、3…きょうだい同時申込みの場合は写しで対応することができます。

2について、きょうだいそれぞれで希望する保育施設が異なる場合は1枚ずつご提出ください。

申込書 記入例



★保育を必要とする事由の証明書

対象者	必要な書類	
就労している方	外勤の場合	就労証明書（雇用主の証明）
	内職の場合	就労証明書（取引先・納品先・斡旋先の証明）
	自営業の場合	就労証明書 ※〔1〕
出産予定のある方	・要件証明書 ・母子手帳の写し …①母の氏名 ②分娩予定日 がそれぞれ記載されているページ	
疾病のある方	要件証明書 ※『家庭外での保育が必要である』ことを医師により明記されたもの	
障害のある方	・要件証明書 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	
同居する病人や障害者の介護をする方	・要件証明書 ※〔2〕	
就学する方	・要件証明書 ・在学証明書（学生証）の写し	
求職活動中の方	要件証明書	
その他	子育て施設課へお問い合わせください。	

※〔1〕 3親等以内の親族が経営する事業所または法人で就労している場合は、入所選考において、自営業専従者または家族従業員の扱いとなります。

ただし、P12に例のある添付資料をご提出される場合は、点数表における自営業主（添付あり）として入所選考をします。

※〔2〕 要件証明書以外に次のいずれかの書類も合わせてご提出ください。

1.身体障害者手帳 2.療育手帳 3.精神障害者保健福祉手帳 4.診断書 5.入院計画書等
6.病状内容確認書等 7.障害福祉サービス受給者証 8.その他

（2）状況により必要な書類（対象となる方のみご提出ください）

保育を必要とする事由の証明書の添付書類等

	対象者	必要な書類
1	市内の認可保育施設において、 保育士等として勤務しているまたは勤務することが決定している方 ※右記書類が準備できない場合も、申込みは可能です。	保育士証または幼稚園教諭免許状の写し
2	自営業の中心者として就労している方・ 3親等以内の親族が経営する事業所または法人で就労している方 ※右記書類にあてはまるものが準備できない場合も、申込みは可能です。	＜添付書類＞ 従事者本人が自営業主、自営業専従者または家族従業員であり、自営業をおこなっていることを証明する書類 詳しくはP12を参照のうえ、子育て施設課までお問い合わせください。
3	生活保護を受給中の方	生活保護受給証明書
4	ひとり親の方	戸籍謄本（全部事項証明書）・児童扶養手当受給証・ひとり親家庭医療証のいずれかの書類
5	ひとり親家庭に準ずる方	離婚調停中…離婚調停中であることがわかる書類（期日通知書・事件係属証明書等） 行方不明 …警察への捜索願等
6	育児休業を取得中の方	育児休業からの復職に関する誓約書（ア、イのあてはまる方を記入ください） ※提出済みの誓約書の内容を変更する場合は、別途取下届が必要です。子育て施設課にてお手続きください。
7	申込み子どもが認可外保育施設や一時預かり、または岸和田市外の保育施設を月64時間、月12日以上利用中の方 ※やまだい保育園・公立保育所を除く	保育施設利用証明書 ※認可外保育施設については、児童福祉法第59条の2による届出済の施設に限ります。
8	障害者手帳を交付されている方がいる家庭の方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し

※ 有効期限が切れている書類は受付ができません。各種書類の有効期限にご注意ください。

保育施設利用申込みに関する注意事項

※必ずお読みください

- ① 申込み内容に変更が生じたとき、申込みを取り下げるときは必ず子育て施設課にご連絡ください。申込み内容の変更をお知らせいただけない場合は、利用調整（入所選考）に関して不利益を被ることがあります。
- ② 締切日時点でご提出できる、入所希望日時点の状況がわかる書類を提出してください。（例：現在就労しているが入所日時点では退職し、求職活動を行う予定→『要件証明書（求職活動）』）
- ③ 申込みをしている子どもの発達状況等によっては、発達検査を受けていただくことや、子どもの入所事由・審査基準を変更することがあります。
- ④ 申込書に不備がある場合、利用調整（入所選考）や入所手続きができません。記入漏れ等がないよう十分ご注意ください。
- ⑤ 育児休業を取得している保護者の子どもが内定した場合、入所する月の末日までに復職が必要です。
入所する月の翌月10日までに「復職証明書」を必ずご提出ください。

保育時間 （P9-10 認可保育施設一覧表「開所時間」参照）

- 標準時間・・・原則的な保育時間を8時間としたうえで、1日11時間までの保育に対応しています。
『標準時間』の基本保育時間は7時00分から18時00分までです。
（一部の保育施設は7時30分から18時30分までです。）
- 短時間・・・原則的な保育時間である1日8時間までの保育に対応しています。
『短時間』の基本保育時間は8時30分から16時30分までです。
（チューリップ保育園の基本保育時間は9時00分から17時00分までです。）

基本保育時間以外の保育は延長保育となります。

公立保育所の延長保育にかかる利用料は、「岸和田市保育料表」（P8）をご覧ください。

民間教育・保育施設は、施設によって開園時間、延長保育料が異なるため、各民間教育・保育施設へお問い合わせください。

※ 発達支援のための子どもの保育時間は9時00分から16時00分（土曜日は12時00分まで）を原則とします。

※ 保育事由が「疾病・障害」、「求職活動」、「育児休業」の場合は原則短時間の基本保育時間での利用となります。

保育時間と延長保育について

短時間・標準時間別の基本保育時間と延長保育になる時間（7時00分から19時00分の間で保育を実施する保育施設の場合）

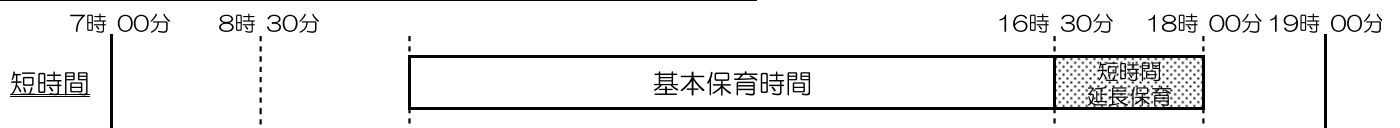


【具体例を用いた延長保育の考え方】

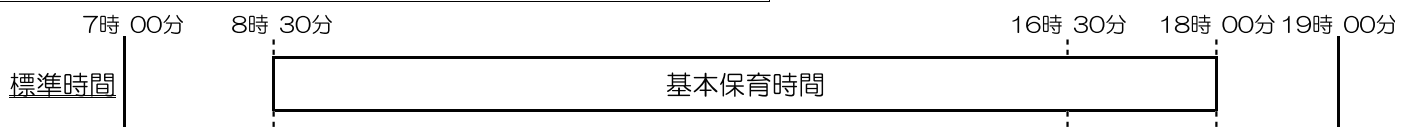
A：8時30分から16時30分の短時間での利用の場合



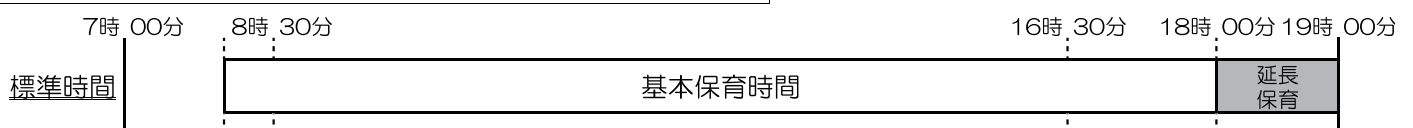
B：10時00分から18時00分の短時間での利用の場合



C：8時30分から18時00分の標準時間での利用の場合



D：8時00分から19時00分の標準時間での利用の場合



保 育 料 (P8「岸和田市保育施設利用者負担額表(保育料表)」参照)

保育料は公立保育所・公立認定こども園、民間保育園・民間認定こども園・民間小規模保育事業所いずれの保育施設でも同じ算定額になります。

保育施設を利用する子どもと同じ住所の世帯員(主に父及び母)に係る市民税額をもとに算定します。ただし、月によって参照する年度が異なります。市民税額を参照する年度は以下のとおりです。

算定期間と対応する市民税

令和9年									令和10年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「令和8年度」市民税 (令和7年1月1日～12月31日までの所得)					「令和9年度」市民税 (令和8年1月1日～12月31日までの所得)						

岸和田市で住民税の課税状況やマイナンバーを確認できない場合は、市・府民税(所得・課税)証明書の提出が必要です。

年度内に税額変更があり、保育料等が変更となる場合は年度内の開始月(4月または9月時点)まで遡り変更します(公立保育所の延長保育料も同様)。税額変更をされた方は早急に子育て施設課へご連絡ください。

- * 収入がない場合でも、税務担当課で住民税の申告が必要です。(詳しくは子育て施設課までお問い合わせください。)
- * 「寄付金税額控除」、「配当控除」、「外国税額控除」、「住宅借入額(取得)等特別控除」、「配当割額控除」、「株式等譲渡割額控除」については、保育料算定の市民税課税額より控除できません。
- * 父母の収入が一定以下の場合は、子どもと同居する祖父または祖母に係る市民税額をもとに保育料を算定する場合があります。

給食費等その他費用

副食費について

世帯の収入や状況によって免除される場合があります。
詳しくは岸和田市役所ホームページをご確認ください。

公立保育所・公立認定こども園

3歳児クラス以上の子どもの保護者からは、保育料とは別に毎月主食費(ご飯・パン代)として800円及び副食費(おかず・おやつ代)として4,900円(令和8年度の金額※1)を徴収します。※1 料金は変更になる場合があります。

民間保育施設

保育料とは別に負担していただく費用(主食費・副食費、延長保育料、その他費用)の詳細については各民間教育・保育施設へ直接お問い合わせください。

保育料等の支払方法

【公立保育所・民間保育園・公立認定こども園】

- ☐ 座振替または納付書払
- ☐ 座振替取扱金融機関や口座登録の方法・
- 納付書払可能な金融機関については、岸和田市役所ホームページをご確認ください。

副食費について 取扱金融機関について



【認定こども園・小規模保育事業所】

利用料は直接各民間教育・保育施設にお支払いください。
詳しくは内定時に各民間教育・保育施設にご確認ください。

保 育 料 の 減 免

以下に該当する場合は「岸和田市利用者負担額減免申請書」及び添付書類をご提出いただくと利用者負担額（保育料）の減免を受けることができます。年度を越えての減免申請は受付できません。年度内の申請であっても申請時期・申請内容・利用者負担額（保育料）の階層によっては、減免適用が不可となる場合もあります。

①②③については、申請された日の翌月以降（ただし、1日に申請された場合は当月）の保育が減免対象になります。

①父親、母親若しくは両親のいない世帯またはこれらに準する世帯

＊ ひとり親家庭であることが確認できない場合は戸籍等をご提出いただく場合があります。

②地方税法により障害者控除の対象となる者のいる世帯

＊ 身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳の写しを添付

③減免申請の日の直近3ヶ月分の収入により推定される1年間の所得が、著しく変わる場合

＊ 直近3ヶ月分の所得を証明する書類を添付

※産前産後休暇及び育児休業中の方は算定期間が異なります（詳しくは子育て施設課へ）

④傷病で年度内に引続き1ヶ月以上入院した者のいる世帯

＊ 1ヶ月以上の入院を証明する書類を添付

⑤災害により、その居住する家屋に甚大な被害を受けた世帯

＊ 罹災（りさい）証明書を添付（半壊または半焼以上）

⑥お子さまが傷病等により年度内に連続して15日以上欠席した場合

＊ 治療期間がわかる医師の診断書（様式は保育施設及び市内各認可保育施設にて配付）を添付

※欠席の最初と最後が日・祝日の場合は欠席期間に含みません。欠席した期間内の開所日数分を減額します。

保育施設利用に関する注意事項

※必ずお読みください

①一度保育施設に入所すると、保護者が保育を必要とする状態が続く限り継続入所が可能です。ただし、住民登録や実住所が岸和田市ではなくなった時、保育施設を無断で長期間欠席した時などの場合は退所となります。岸和田市外への転出を予定されている場合は、必ず子育て施設課までご連絡ください。

②保育施設入所中の子どもの保護者が出産し、育児休業を取得する場合、最長で出生児が2歳を迎える年度末まで上児の保育施設継続入所が可能となります。手続きについては子育て施設課または保育施設にお問い合わせください。ただし、必ず希望日に出生児の入所が保証されるわけではありません。

③10月頃に現在入所中の保育施設より配布される、次年度の「保育施設利用申込書（現況届）」にて、翌年4月の進級時に転園を希望する入所選考の申込みをすることができます。4月1日入所の新規申込者も含めての選考となり、転園希望者は1次選考のみ対象となります。必ず希望の保育施設に転園できるとは限りません。転園不可となった場合には、引き続き入所中施設の利用を継続できます。

岸和田市民として市外の保育施設に入所中で市内の保育施設への転園を希望する場合、および市内の保育施設に入所中で市外の保育施設への転園を希望する場合は、随時申込みが可能です。詳しくは子育て施設課にお問い合わせください。

岸和田市保育施設利用者負担額表（ 保育料表 ）

令和元年10月1日より適用

階 層 区 分			保育料（円/月）		【公立】18時以降の 延長保育料（円/月）		【公立】短時間の 延長保育料（円/30分）
市階層	定義（市民税額）		0～2歳児		0～2歳児	3～5歳児	0～5歳児
			標 準	短時間			
A	生活保護世帯等		0	0	0	0	0
B	非課税特定世帯						
	上記以外の非課税世帯		0	0	400	400	500
C1	均等割のみの世帯	特定世帯	6,000	4,000	400	400	500
		特定世帯以外	13,000	10,000	800	700	700
C2	所得割 100円以上 40,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	400	400	500
		特定世帯以外	14,000	11,000	900	900	700
D1	所得割 40,000円以上 60,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	400	400	500
		特定世帯以外	17,000	14,000	1,500	1,500	700
D2	所得割 60,000円以上 77,101円未満	特定世帯	6,000	4,000	400	400	500
		特定世帯以外	21,000	18,000	1,500	1,500	700
	所得割 77,101円以上 80,000円未満		21,000	18,000	1,500	1,500	700
D3	所得割 80,000円以上 100,000円未満		24,000	21,000	1,900	1,900	
D4	所得割 100,000円以上 120,000円未満		29,000	26,000	2,600	2,300	
D5	所得割 120,000円以上 140,000円未満		35,000	32,000	3,000	2,400	
D6	所得割 140,000円以上 160,000円未満		40,000	37,000	3,000	2,500	
D7	所得割 160,000円以上 200,000円未満		44,000	41,000	3,000	2,600	
D8	所得割 200,000円以上 240,000円未満		51,000	48,000	3,000	2,600	
D9	所得割 240,000円以上 320,000円未満		56,000	53,000	3,000	2,600	
D10	所得割 320,000円以上		59,000	56,000	3,000	2,600	

3～5歳児の保育料について

3～5歳児の保育料については無償となります。給食費等その他費用についてはP6『給食費等その他費用』をご確認ください。

延長保育料に関して〈公立保育所・公立認定こども園の場合〉

本表の延長保育料は公立保育所・公立認定こども園にのみ適用されます。

各民間教育・保育施設は施設ごとに延長保育料が設定されています。詳細は各施設にお問合せください。

短時間延長保育料に関して〈公立保育所・公立認定こども園の場合〉

- ・短時間延長保育料は、1日の保育が8時間以内の場合に限り発生します。1日の保育が8時間を超えると標準時間となり、上表「標準」の欄の保育料が適用されます。この場合、表の延長保育料は発生しません。
- ・7時00分から8時30分まで及び16時30分から18時00分までの保育に対して、上表の延長保育料が発生します。
- ・7時00分または16時30分からそれぞれ30分の保育ごとに、上表の延長保育料が発生します。

その他保育料に関して

- ・きょうだい同時利用の場合の保育料の額は、年齢の高い子どもから全額・半額・0円となります。
- ・きょうだいが幼稚園・認定こども園・その他法律や条例で定める施設に入所または利用する場合、きょうだい同時利用とみなし、保育料を年齢の高い子どもから全額・半額・0円となります。岸和田市以外が設置する施設を利用の場合、通園（入所）証明書をご提出ください。
- ・きょうだいがいる世帯で、かつ市民税所得割額が57,700円未満の場合、年齢の高い子どもから全額・半額・0円となります。特定世帯は、市民税所得割額が77,101円未満の場合、年齢の高い子どもから全額・0円・0円となります。
- ・月の途中で入所、退所または上表の18時00分以降の延長保育の利用の変更があった場合、開所日数に応じて日割計算します（10円未満切捨）。

認可保育施設一覧表（R9.4.1 予定）

保育所（園）

		所在地	電話	利用定員	対象年齢	開所時間
公立	浜保育所	中之浜町10番9号	422-0198	50	1歳児～	7:00～19:00
	千喜里保育所 *3	上野町西15番20号	422-1344	94	57日～	
	大宮保育所 *3	加守町4丁目6番38号	445-7464	94	3ヶ月～	
	山直北保育所	岡山町177番地の2	445-0355	124	3ヶ月～	
	城北保育所	吉井町1丁目16番24号	444-3785	124	3ヶ月～	
	城内保育所	上町33番5号	439-9981	124	1歳児～	
	八木北保育所 *3	大町3丁目21番20号	443-2995	124	3ヶ月～	
	修斉保育所	真上町55番地	427-9767	120	57日～	
民間	杉乃木保育園	八阪町3丁目15番12号	438-8646	195	57日～	7:00～19:00
	めだか保育園	土生町4175番地	422-2923	120	57日～	7:00～19:00
	中央保育園	北町16番14号	438-1981	150	57日～	7:00～19:00

小規模保育事業所

		所在地	電話	利用定員	対象年齢	開所時間
民間	八木こども園乳児室	大町368番地	479-3363	10	57日～	7:00～19:00
	星光乳児室	荒木町1丁目30番52号	441-2177	11	6ヶ月～	7:00～19:00
	やまだい保育園乳児室	田治米町425番地の1	445-7585	11	57日～	7:00～19:00
	東光みやまえ乳児室	宮前町24番5号	444-0038	11	3ヶ月～	7:00～19:00

小規模保育事業所とは？

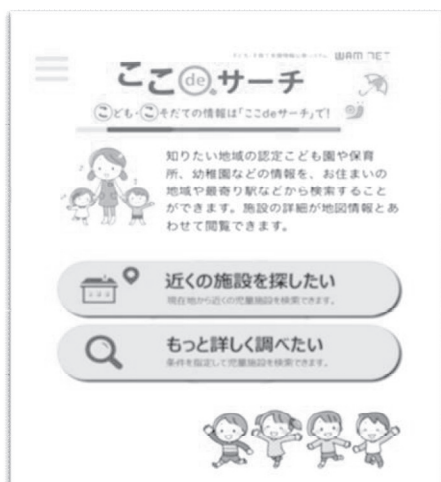
0歳児から2歳児の少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う認可保育施設です。

小規模保育事業所卒園後の3歳児からは、連携する施設に引き続き通園していただけます。

岸和田市では「やまだい保育園乳児室」は「やまだい保育園」、「東光みやまえ乳児室」は「東光こども園」、「星光乳児室」は「星光こども園」、「八木こども園乳児室」は「八木こども園」が連携施設です。

各保育施設へ入所申込みの際は、各小規模保育事業所を希望に含むかどうかを踏まえてご検討ください。

❖各事業所の所在地は「ここdeサーチ」で調べられます❖



各事業所の
↓ 検索はこちら ↓



ここdeサーチの
↓ 使い方はこちら ↓



ここdeサーチ
(<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>)

認定こども園

		所在地	電話	利用定員		対象年齢	開所時間
				2,3号	1号*1		
民間	認定こども園双葉児童園	春木中町2番3号	422-2801	150	14	6ヶ月～	7:30～19:00
	八木こども園	今木町397番地の1	445-2472	129	15	57日～	7:00～19:00
	認定こども園五風会	岸城町18番11号	431-3449	132	15	6ヶ月～	7:00～19:00
	山直南こども園 *4	山直中町1012番地の1	445-0482	120	15	57日～	7:00～19:00
	星光こども園	荒木町1丁目28番17号	443-4819	128	12	4ヶ月～	7:00～19:00
	はちまん認定こども園	八幡町13番85号	438-4541	90	9	3ヶ月～	7:00～19:00
	この花こども園	春木旭町3番16号	444-5087	133	15	3ヶ月～	7:00～19:00
	認定こども園光陽会光陽保育園	下松町4丁目1番13号	427-8855	180	15	57日～	7:00～19:00
	久米田保育園	下池田町1丁目22番10号	443-1056	90	15	3ヶ月～	7:00～19:00
	やまだい保育園	今木町160番地	444-6857	100	15	57日～	7:00～19:00
	光明保育園	尾生町8丁目15番20号	443-6410	60	9	3ヶ月～	7:30～19:00
	(分園) 光明保育園分園はな *2	尾生町8丁目27番6号	441-1438	20	0		
	天神山こども園	天神山町2丁目5番1号	426-6031	100	11	3ヶ月～	7:00～19:00
	東岸和田こども園	土生町5丁目1番34号	426-6000	120	15	6ヶ月～	7:00～19:00
	ピープル久米田チャイルドスクール	池尻町693番地の2	448-6236	153	13	6ヶ月～	7:00～19:00
	(分園) ピーブルランチスクール大空 *2	池尻町695番地の7	445-3300	24	0		
	ピープル八木南チャイルドスクール	小松里町1119番地	441-0506	125	9	6ヶ月～	7:00～19:00
	(分園) ピーブルランチスクール小松里 *2	小松里町911番地の1	448-6617	24	0		
	東光こども園	藤井町2丁目10番20号	429-1050	140	15	3ヶ月～	7:00～19:00
	ピープル大芝チャイルドスクール	磯上町3丁目14番12号	438-3571	155	0	6ヶ月～	7:00～19:00
	ドルチェ バンビーニ Dolce Bambini	荒木町2丁目4番36号	445-2671	100	15	6ヶ月～	7:00～19:00
	チューリップ保育園	泉北郡忠岡町 忠岡南1丁目2番17号	(0725) 20-0331	55	0	57日～	7:00～19:00
	春木カトリック幼稚園 *4	吉井町1丁目6番15号	443-5225	140	74	1歳児～	7:30～19:00
	城東こども園	三田町166番地	443-4451	110	15	6ヶ月～	7:00～19:00
	楓の木こども園	作才町343番地の2	426-7373	122	34	3ヶ月～	7:00～19:00
	第2八木こども園	池尻町339番10号	443-0201	135	15	57日～	7:00～19:00
	ピープルきし城チャイルドスクール	作才町1丁目8番8号	447-7813	70	13	6ヶ月～	7:00～19:00
公立	旭・太田こども園	畑町3丁目12番2号	447-6715	93	75	57日～	7:00～19:00
	春木・大芝こども園	春木宮川町11番52号	447-4717	83	47	57日～	7:00～19:00

令和9年度新設予定認定こども園

※1号についてのお問い合わせは光明幼稚園まで（444-0763）

		所在地	電話	利用定員		対象年齢	開所時間
				2,3号	1号*1		
公立	桜台・光明こども園	尾生町5丁目3番40号	444-6291 (桜台保育所)	147	30	57日～	7:00～19:00

*1 1号（教育）認定を希望の場合は、各保育施設へ直接利用の申込みをしてください。

*2 分園のある園について、申込み先は本園を選択してください。

光明分園はなは0歳児から1歳児の保育を行います。ピープルランチスクール大空・ピープルランチスクール

小松里は入園手続き後に施設長が本園・分園のクラス分けを決定します。

*3 再編計画予定の園です。詳しくはP15-16をご確認ください。大宮保育所は令和9年度、改修工事と並行しての保育です。

*4 山直南こども園では令和9年度、大規模改修の計画があります。春木カトリック幼稚園では令和9年度から令和10年度、園舎の立て替えの計画があります。詳しくは各園へお問い合わせください。

○ ならし保育について ○

「ならし保育」とは、お子さまが新しい環境に無理なく慣れていくために、短い時間からのお預かりにご協力いただく期間です。

ならし保育の実施状況や期間については、各民間教育・保育施設で異なりますので直接各施設へお問い合わせください。

○ 民間保育園の諸経費について ○

P8『保育料表』以外に入園に関する諸経費が必要になる場合があります。直接各民間教育・保育施設へお問い合わせください。

利 用 調 整 点 数 表

(1) 基本点数

状況区分	保育者の状況	区 分	基本点	入所次第就労※1
ア	家庭外労働	会社員等	月12日以上かつ月128時間以上の就労を常態	40 A -4
		自営業主 (添付あり)	月12日以上かつ月96時間以上の就労を常態	38 B -4
			月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36 C -4
		自営業主 (添付なし)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36 D -4
		自営業専従者 家族従業者	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30 E -4
		訪問販売	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30 F -4
		そ の 他	月12日未満であるが月64時間以上の就労をしている	26 G -4
イ	家庭内労働	会社員等 自営業主 (添付あり)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36 H -4
		自営業主 (添付なし)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	34 I -4
		自営業専従者 家族従業者	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	28 J -4
		内 職	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	26 K -4
		そ の 他	月12日未満であるが月64時間以上の就労をしている	24 L -4
ウ	就 学 (技能習得等を含む)	教育機関に在学または職業訓練を実施している	30 M	
エ	出 産	下児の出産予定日前2か月、産後2か月以内 ※多胎児の場合は予定日前3か月	36 N	
オ	傷病・障害	傷 病	1か月以上の入院	40 O
			自宅療養	30 P
		心身障害	身体障害者手帳 1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	40 Q
			身体障害者手帳 3級、療育手帳B 1、精神障害者保健福祉手帳2級	38 R
カ	介 護 (同居親族に限る)	身体障害者手帳 4級、療育手帳B 2、精神障害者保健福祉手帳3級	30 S	
		身体障害者手帳 1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している、1か月以上の入院	38 T	
		身体障害者手帳 3級、療育手帳B 1、精神障害者保健福祉手帳2級を所持している	36 U	
キ	その他	身体障害者手帳 4級、療育手帳B 2、精神障害者保健福祉手帳3級を所持している、その他自宅療養	30 V	
		災害の復旧 (ボランティアは不可)	44 W	
		時間不足	月64時間未満の就労かつ就職活動を継続して行っている	4 X
		求職活動中	求職活動を継続して行っている	2 Y

(2) 付加点数

申込み児童の兄弟が既に希望保育施設に入所中、または入所内定している場合（1号除く）	4
申込み児童が保育施設に入所中 (育休中は除く)	認可外保育施設・一時保育施設 3
	認可保育施設（一時保育除く※2） 2
双子の児童が同時に申し込む場合 ※三つ子以上の場合は1人増えるごとに1点加算	2
生活保護世帯	2
ひとり親家庭及びそれに準ずる家庭	1
育児休業法に伴う育休明け及び産休明けの職場復帰する場合	1
保育料を滞納し、催告に応じない場合	-4

○点数の計算について

- ①左記（１）の基本点数表に基づき、父母の基本点数を合算します。
基本点数の合算が同点となった場合、（２）の付加点数を合計して比較します。
- ②保育者が市内認可保育施設において保育士など（※３）として、勤務しているまたは勤務することが決定している場合、基本点に４点加点します。
- ③ひとり親の場合は、父または母の分の基本点数を４０点にして合算します。（※４）
- ※１ 就労開始日と選考対象の入所日が同じ場合は、入所次第就労になります。期間を空けずに転職した場合も同様です。
- ※２ 公立保育所の一時預かり、やまだい保育園の一時保育室は除く（児童福祉法第５９条の２による届出済の施設に限る）
- ※３ 保育士など：保育士、幼稚園教諭、保育教諭
- ※４ 父母が離婚調停中、行方不明等、ひとり親に準ずる家庭であることが確認できる場合は、一定の条件により、ひとり親家庭として認定します。

○入所決定について

保育施設の空き状況に対して、同じ保育施設を希望しているすべての子どもで利用調整（入所選考）します。家庭・子どもの状況等を審査基準に基づく点数表により次のとおり行います。

※ 希望する保育施設の数で、点数が変わることはありません。

- ① 利用調整点数表の「基本点数」の高い順に入所決定します。
- ② ①の点数が同点の場合は、「付加点数」を合算し、合計点の高い順に入所決定します。

○就労証明書等について

３親等以内の親族が経営する事業所（店舗）または法人で就労している場合は、利用調整（入所選考）において「自営業専従者」または「家族従業者」の扱いとなります。ただし、下記の３点をすべて満たす書類（※）を添付資料として提出した場合は、利用調整（入所選考）において「自営業主（添付あり）」の扱いとなります。

- ① 自営業主・自営業専従者・家族従事者として働く本人の氏名が記載されているもの
- ② 三親等以内の親族が代表者でない法人（会社）・団体が発行しているもので、その法人・団体名が記載されているもの
- ③ 提出された就労証明書に記載のある仕事内容を行っていることが確認できるもの

以下の例以外の書類についても添付書類として課内協議のうえ認められる場合がありますので、申込み時にご持参ください。

【過去に添付書類として認めた書類】（一例です）

登記事項証明書	各事業所組合の会員証	労災保険加入者証	その他、現在業務を行っていることを証明する書類・免許証等（詳しくは子育て施設課へ）
商工会議所の加入者証	雇用保険被保険者証	営業許可証	
開業届出書（受付票の添付要）	司法書士会員証		

※すべて写し可

※基準日（入所日）時点で有効なものに限る。有効期間を必ずご確認ください。

○育児休業からの復職に関する意思確認について

保育施設利用申込書の「育児休業からの復職に関する意思確認」の欄にて㉞私は希望する保育施設に入所が決定した場合、直ちに復職を希望いたします。を選択し、㉞の誓約書をご提出された場合は、育児休業法に伴う育休明けおよび産休明けの職場復帰する場合の付加点数を加点し利用調整を行います。㉞私は育児休業の延長が可能であるため利用調整において他の利用者を優先することに不服はありません。を選択し、㉞の誓約書を提出された場合は他の利用希望者を優先し利用調整を行います。

発達に支援が必要な児童の入所について

岸和田市では、保育を行う上で配慮や支援が必要な子どもが健やかに成長し、集団生活が円滑に行えるように「発達支援のための保育」を実施しています。

具体的には身体面（視覚、聴覚、運動）、生活面（食事、排せつなど）、行動面（集中が続かないなど）、言葉やコミュニケーション等の発達に対して、保育上配慮や支援が必要な子どもを対象としています。

「発達支援のための保育」を適用するかどうかについては、児童の発達状況やどの程度支援が必要であるか等を考慮し、子育て施設課で決定します。

「発達支援のための保育」は市内の全ての民間教育・保育施設で実施していますが、職員体制等により受入可能な保育施設、歳児、人数が異なります。希望する保育施設の定員に空きがあり、かつ支援が必要な児童の受入れが可能な場合のみ入所選考の対象となります。

疾病がある児童の入所について

岸和田市では、安全な集団保育を行うために、疾病のある児童の利用申込みの際に本市指定様式の医師の診断書のご提出をお願いしています。（診断書は子育て施設課にございます。）

診断書の内容で、健康状態や集団保育における配慮事項等について、子育て施設課、保育施設長、看護師等が審査を行います。審査の結果次第では、誓約書のご提出をお願いする場合がございます。

また、日常生活を営むために医療的ケアを必要とする児童に対し、保育施設において医療的ケア（経管栄養、吸引、導尿、その他保育施設において実施可能な医療的ケア）を提供するとともに、心身の状況に応じた適切な保育が受けられるように取り組みを進めています。

対象は1歳児以上の入所希望者のうち、集団保育が可能であると審査（診断書・医師の意見書や保育観察、面談等を行い、総合的に判断）で認められた児童です。

ただし、集団保育が可能と認められた場合でも、保育施設の受入体制（看護師、設備等）が整わない場合は入所選考の対象となりません。

出生前の入所申込みについて

申込み締切日時点で未出生であっても、入所希望日までに出生予定であれば申込みは可能です。ただし、申込み時に「出生前の保育施設入所申込みに関する誓約書」をご提出いただく必要があります。保育施設によって利用可能となる対象年齢が異なります。希望する保育施設の対象年齢を必ずご確認の上、申込みを行ってください。

また、出生後は速やかに子育て施設課にご報告ください。



施設等利用給付について

① 市立幼稚園・市内認定こども園の教育部門(1号認定)の預かり保育

「保育の必要性」の認定を受けた子どもの利用料を、以下の通り給付します。利用開始までに申請が必要です。子育て施設課または利用する認定こども園へ申請してください。

※認定を受けられた場合、以下の金額を市から園へ給付します。保護者はその金額分、園へ支払う預かり保育の利用料が減額されます。

対象の子ども	給付額（減額される金額）の月額
3歳児～5歳児の子ども - 非課税世帯に属する満3歳の子ども	(a)、(b)、(c)のうち一番少ない額 (a)： R8.9月利用分まで：450円 R8.10月利用分から：490円 } × 預かり保育の利用日数 (b)：実際に要した預かり保育の利用料 (c)：給付上限額 ・ 3歳児～5歳児 { R8.9月利用分まで：11,300円 R8.10月利用分から：12,300円 ・ 満3歳 { R8.9月利用分まで：16,300円 R8.10月利用分から：17,700円

② 私立幼稚園・市外認定こども園の教育部門(1号認定)の預かり保育

「保育の必要性」の認定を受けた子どもの利用料を、以下の通り給付します。利用開始までに申請が必要です。子育て施設課または利用する幼稚園、認定こども園へ申請してください。

対象の子ども	給付額の月額
3歳児～5歳児の子ども - 非課税世帯に属する満3歳の子ども	(a)、(b)、(c)のうち一番少ない額 (a)： R8.9月利用分まで：450円 R8.10月利用分から：490円 } × 預かり保育の利用日数 (b)：実際に要した預かり保育の利用料 (c)：給付上限額（3歳児～5歳児は11,300円、満3歳16,300円） ・ 3歳児～5歳児 { R8.9月利用分まで：11,300円 R8.10月利用分から：12,300円 ・ 満3歳 { R8.9月利用分まで：16,300円 R8.10月利用分から：17,700円

給付を受けるには市へ請求する必要があります。4月～9月分を11月末までに、10月～翌年3月分を5月末までに給付する予定です。請求方法は別途ご案内します。

③ 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業などの利用料

「保育の必要性」の認定を受けた子どもの利用料を、以下の通り給付します。利用開始までに申請が必要です。子育て施設課へ申請してください。

対象の子ども	給付額の月額
3歳児～5歳児の子ども - 非課税世帯に属する0歳児～2歳児の子ども（満3歳の子どもを含む）	(a)、(b)のうち少ない額 (a)： 3歳児～5歳児 { R8.9月利用分まで：37,000円 R8.10月利用分から：40,300円 0歳児～2歳児 { R8.9月利用分まで：42,000円 R8.10月利用分から：45,700円 (b)：実際に要した利用料

給付を受けるには市へ請求する必要があります。4月～9月分を11月末までに、10月～翌年3月分を5月末までに給付する予定です。請求方法は別途ご案内します。

※認可保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所）に在籍する子どもの認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業などの利用料は、原則給付の対象外になります。

市立幼稚園および保育所の再編について

こども・保護者にとってより良い教育・保育環境の充実を図るため、岸和田市では市立幼稚園及び保育所の再編を進めており、保育所に関連する当面の予定は以下のとおりです。

令和12年3月
八木北保育所閉園予定

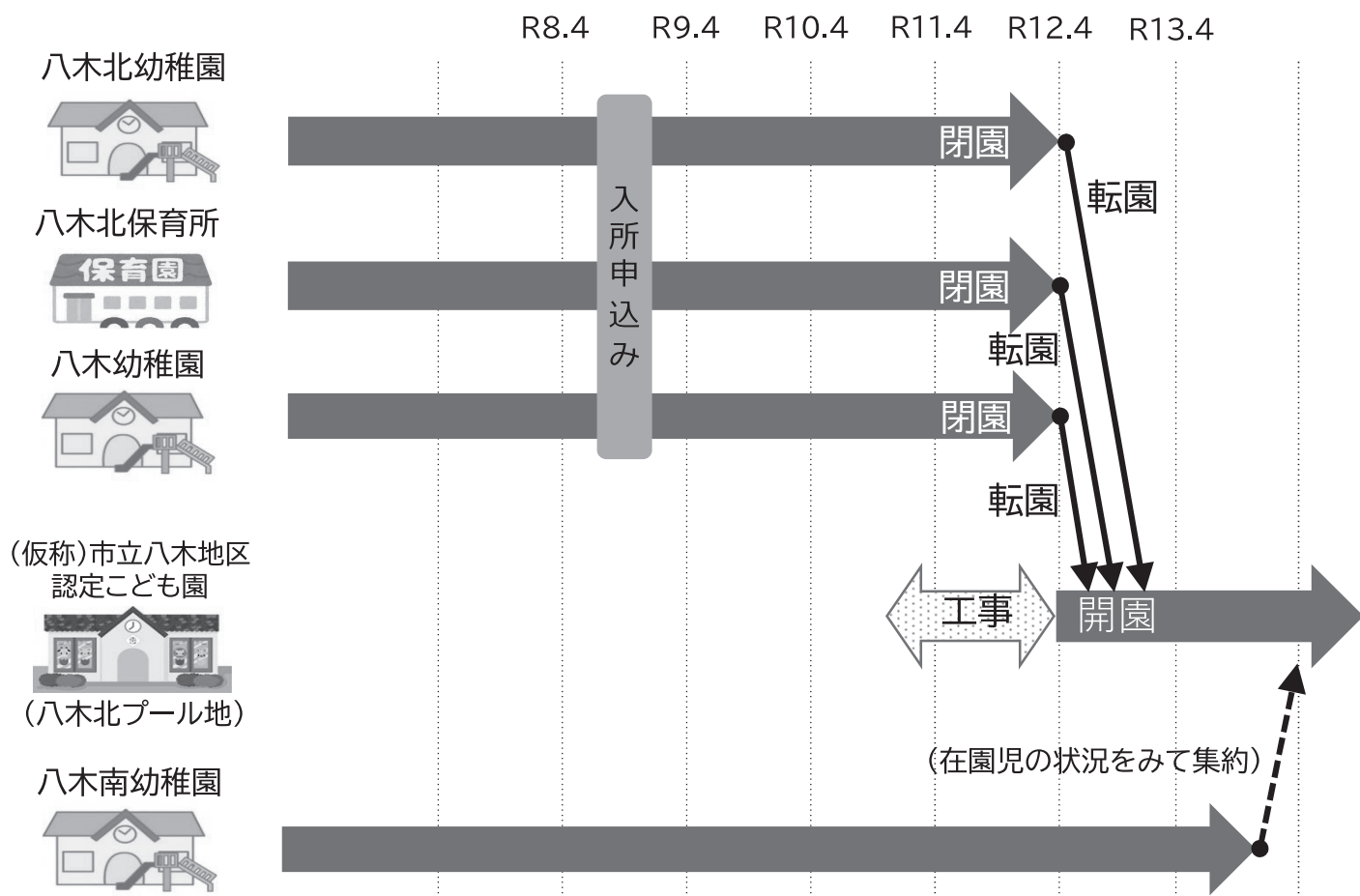


令和12年4月
(仮称)市立八木地区認定こども園開園予定

令和12年3月時点で八木北保育所に在園している児童の希望者については、令和12年4月より(仮称)市立八木地区認定こども園に転園となります。

令和9年4月1日入所で入所が決定した場合

入園時期	在園時の状況	
0歳児	0～2歳児 八木北保育所	3～5歳児 (仮称)市立八木地区認定こども園
1歳児	1～3歳児 八木北保育所	4～5歳児 (仮称)市立八木地区認定こども園
2歳児	2～4歳児 八木北保育所	5歳児 (仮称)市立八木地区認定こども園
3～5歳児	八木北保育所にて卒園	



※詳細や今後の方針等につきましては、市ホームページに掲載しております。

こども家庭応援部 こども政策課 (<https://www.city.kishiwada.lg.jp/soshiki/160/>)



【令和9年度用】

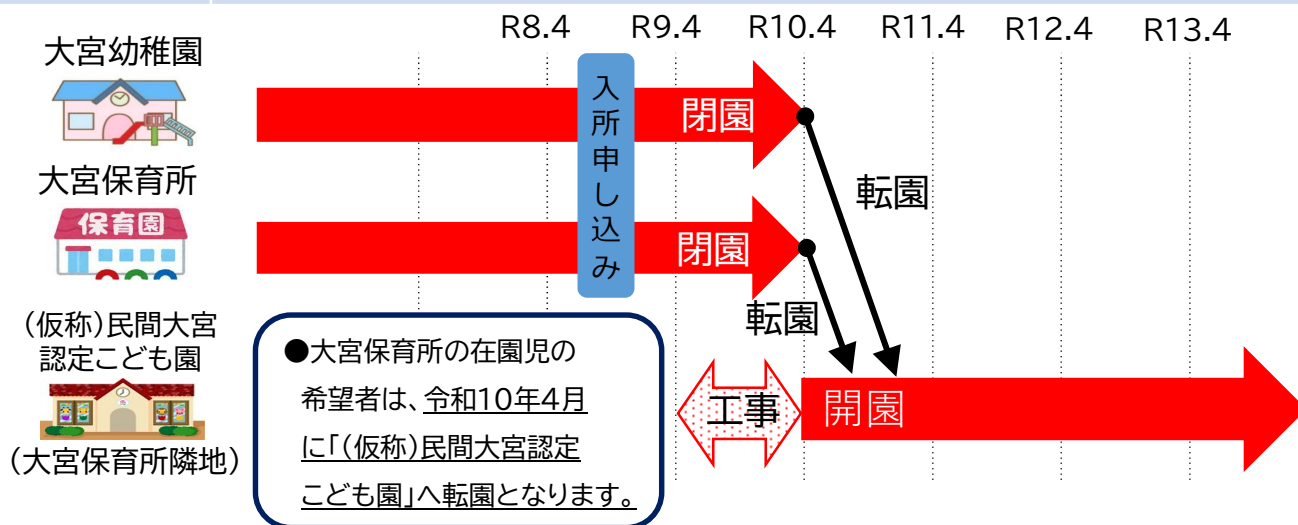
令和10年3月
大宮保育所閉園予定



令和10年4月
(仮称)民間大宮認定こども園開園予定

令和9年4月1日入所で入所が決定した場合

入園時期	在園時の状況	
0歳児	0歳児 大宮保育所	1～5歳児 (仮称)民間大宮認定こども園
1歳児	1歳児 大宮保育所	2～5歳児 (仮称)民間大宮認定こども園
2歳児	2歳児 大宮保育所	3～5歳児 (仮称)民間大宮認定こども園
3歳児	3歳児 大宮保育所	4～5歳児 (仮称)民間大宮認定こども園
4歳児	4歳児 大宮保育所	5歳児 (仮称)民間大宮認定こども園
5歳児	大宮保育所にて卒園	



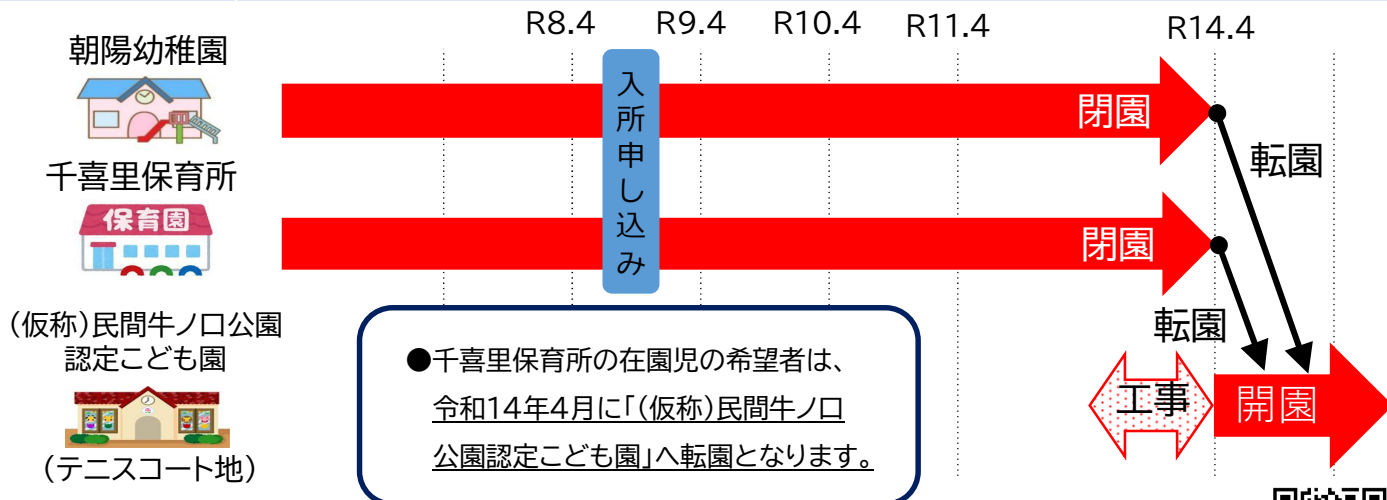
令和14年3月
千喜里保育所閉園予定



令和14年4月
(仮称)民間牛ノ口公園認定こども園開園予定

令和9年4月1日入所で入所が決定した場合

入園時期	在園時の状況	
0歳児	0～4歳児 千喜里保育所	5歳児 (仮称)民間牛ノ口公園認定こども園
1～5歳児	千喜里保育所にて卒園	



※詳細や今後の方針等につきましては、市ホームページに掲載しております。

こども家庭応援部 こども政策課 (<https://www.city.kishiwada.lg.jp/soshiki/160/>)





令和9年度 年齢早見表



0歳児	令和 8 年4月2日以降～
1歳児	令和 7 年4月2日～令和 8 年4月1日
2歳児	令和 6 年4月2日～令和 7 年4月1日
3歳児	令和 5 年4月2日～令和 6 年4月1日
4歳児	令和 4 年4月2日～令和 5 年4月1日
5歳児	令和 3 年4月2日～令和 4 年4月1日

保育コンシェルジュ相談窓口のご案内

保育コンシェルジュは、保育サービスに係る相談員です。

保育を希望する保護者からの相談に対して、ご家庭のニーズに合わせた保育所（園）や認定こども園、幼稚園等の入所（園）案内のほか、一時預かり事業や認可外保育施設、病児保育事業などの保育サービスの情報提供と、利用に向けての支援を行います。

予約可能日時：月～金曜日の以下の時間帯

- ① 9：00～10：00
- ② 10：30～11：30
- ③ 13：30～14：30

場所：岸和田市役所 地下1階 子育て施設課

予約方法：右の二次元バーコードよりご予約ください。

※保育コンシェルジュの勤務時間は9：00～15：30です。

予約フォーム



個人情報の取扱いについて

本市は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年5月 30 日法律第 57 号）に基づき、各ご家庭の個人情報を、下記目的の達成に必要な範囲で利用します。また、法令に基づく場合を除き、保護者の方の同意なく外部への情報提供はいたしません。

- ① 申込対象の子ども、保護者の方々の本人確認のため
- ② 保育施設への入所選考のため
- ③ 継続的に入所していただくための入所要件確認のため
- ④ 各種通知のため
- ⑤ 緊急時の連絡のため
- ⑥ 保育料の算定、請求及び変更のため
- ⑦ 保育サービスの改善のため
- ⑧ お問い合わせ、ご相談への対応のため
- ⑨ 入所した子どもの発達・健康確認及び管理のため
- ⑩ 就学時における健康確認のため
- ⑪ その他、適正かつ円滑に保育施設をご利用いただくため